

第3章

「障害と開発」問題への人間開発アプローチ

野上 裕生

はじめに

この章では「障害と開発」に向けた人間開発アプローチを具体化するための論点を整理し、いくつかの方法を提案してみたい。国連開発計画（UNDP）が提案した「人間開発」（Human Development）という考え方は人間の自由の拡大過程として発展を捉えるものであり、「障害と開発」の研究・実践にも重要な意義をもっている。実際の国連開発計画の『人間開発報告書』にも、障害者の現状が言及されているものがある（UNDP[1996: 101 Box 4.9]）。しかし、これまでの『人間開発報告書』は「障害と開発」という問題を正面からは考察してこなかったように思われる（Baylies[2002]）。この理由のひとつは、「人間開発」の概念が個人の自由や権利の実現を目指しているにもかかわらず、障害者の自由と権利の実現（あるいは自立）の基盤になるような社会的条件の考察が『人間開発報告書』では十分でなかったことがあると思われる。また『人間開発報告書』で採用された社会指標も、「障害と開発」の問題に示唆を与えるようなものにはなっていない。たとえば人間開発指数（Human Development index: HDI）は健康指標として平均余命しか含んでいないために、疾病や障害による生活機能や活動能力の損失を評価し、その回復への手段を明らかにすることができない。そこで本章では「障害と開発」問題への「人間開発アプローチ」の意義を問い直し、その理念を政策に反映させる方法を探るために、

人間開発指数を見直してみたい。最初に社会開発と社会指標での「障害」問題の位置づけを回顧し、国連開発計画の「人間開発」概念が「障害」問題に与える示唆を考察する。次に障害者の生活水準と障害者向け政策の評価に利用できるような形に人間開発指数を改訂する方法を考察してみたい。最後に日本の地域統計を用いた試算を行って、開発途上国の社会指標に「障害と開発」という問題意識を反映させる方法を考えてみたい。

第1節 社会開発・社会指標と障害

1. これまでの試み

最初に社会開発と社会指標の歴史のなかで、あるいは社会開発の問題意識を継承した『人間開発報告書』のなかで、障害はどのように捉えられてきたのかをみてみたい。社会開発への関心が高まり、社会指標を利用した現状分析と目標設定を通じて国民の福祉向上に努める試みが行われてきたのは、主として1970年代後半からのことだとされている。この1970年代の社会開発への期待と関心は、1990年代に入ってから国連開発計画の「人間開発」という概念に、あるいは1995年の世界社会開発サミットへと継承されていった。たとえば世界開発社会サミットの宣言のなかでは障害者の自立生活と社会への完全参加への努力を世界各国によびかけている(西川編 1997: 189-219)。このような社会開発という領域のなかで「障害」に対する関心が表明されていること背景には、第4章(第1節)で解説されているように、単なる機会均等だけでなく、より積極的な障害者への支援を行うことによって、障害者の社会的排除という問題を是正していく必要性が国際社会で認識されてきた、という事実がある。そして、このような国際社会の認識を受けて、第61回国連総会は2006年12月13日障害者に対する差別撤廃などを求める国際条約「障害者の権利条約」を採択した(『朝日新聞』2006年12月14日木曜日夕刊2面など

を参照)。

また、社会開発への関心に応じて、社会開発の理念を政策に結びつけるための社会指標を、障害者の生活にも配慮して作成する作業も試みられるようになった。行政機関が障害者関連統計調査を企画、実施する要因には(1)社会の要求と行政等の対応、(2)統計情報の公開と利用(政策や研究での参照・引用等)があり、これらを通じて社会指標は社会経済の変化を反映することになる⁽¹⁾。国連統計局では1988年に身体障害者に関する統計開発の試みがあったそうである(倉林[1989:191])。日本では経済企画庁の「新国民生活指標」で身体障害者の就職件数などが取り上げられていた。開発途上国でも、たとえばフィリピンでは学術研究者等(Development Academy of the Philippines)が1973年から1975年にかけて「社会指標プロジェクト」(Social Indicator Project)を行って、健康・栄養の1項目として、疾病や障害による労働日数損失を取り上げていた(Mangahas[1980:159-160, Table 1])。最近では社会政策との関連で重要な「社会的排除」指標のアクションプランにおいて、重要な指標のひとつとして、マイノリティや高齢者とならんで障害者関連の指標が取り上げられている(阿部[2002])。もちろん、これらのプランや指標に問題がないというわけではない。たとえば障害者の問題が福祉や医療、社会保障の項目のひとつとして取り上げられているが、現実の障害者の生活は社会福祉施設や病院だけで完結するわけではない。就労や政治参加、生活基盤の保障などは、社会的インフラストラクチャや法制度、労働慣行の見直しなど広い分野の評価を要請しているからである。さらに、社会指標をプランの段階から実際に社会に定着させる段階にまでもっていくことも重要である。そのためには行政機構等が統計指標を作成し、公表する際に、障害者の自立について明確な理念をもつことが必要なのである⁽²⁾。

2. 『人間開発報告書』のなかの障害

国連開発計画の「人間開発」という考え方は、人間にとって不可欠な自由

や選択肢，機会の拡大に注目して「開発」「発展」を捉え，基本的人権の具体的な内容の実現に向けた手段を明らかにしようとするものである。ところで「障害や健康に関する国際分類」(International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF)には「人間開発」の概念ときわめて近い概念が使われているにもかかわらず、『人間開発報告書』は障害者の問題を意外に取り上げていないことが指摘されている(Baylies [2002: 731-732])。これまでの『人間開発報告書』には障害に関する記述があるのは事実である。たとえば「人間の安全保障」をテーマにした『人間開発報告書1994』(UNDP [1994 日本語版: 26])では，開発途上国の身体障害者が必要な職業訓練や就職斡旋を受けることもできないままに，貧困と失業のなかにおかれていることが紹介されている。『人間開発報告書1996』(UNDP [1996: 101 Box 4.9])は機会を否定された存在として「障害者」を紹介し，障害者が多様な能力をもっているにもかかわらず，自分の能力を活用し発展していく過程で(社会の偏見に由来する)障壁に直面していること，女性の障害者の状況は深刻であることを指摘している。このような現状を踏まえて『人間開発報告書1996』は，平均余命の延びとともに障害をもって人生を送る人たちが現れてきていることに対応した環境整備の必要性を訴えている。「人間貧困」をテーマにした『人間開発報告書1997』(UNDP [1997 日本語版: 22 Box 1.2])はアジア，サハラ以南アフリカでの住民参加による調査の結果を紹介し，貧困や不幸の基準のひとつに障害が取り上げられていることを指摘している。環境破壊をテーマにした『人間開発報告書1998』(UNDP [1998 日本語版: 92])では，ハンガリーの死亡者の5%近く，障害者の4%近くが大気汚染に原因がある，という結果を紹介している。「人権と人間開発」をテーマにした『人間開発報告書2000』(UNDP [2000: 118 Box 6.5])は特別なニーズをもつ人たちの権利実現に向けた活動として，障害者インターナショナル(Disabled Peoples' International: DPI)の活動を紹介している。また『人間開発報告書』には先進国や途上国の全人口に占める障害者の割合が掲載されていた時期もあった(UNDP [1997] 日本語版: 202-203; [1998: 194-195, 224-225]; [2000: 172-175])。

しかし『人間開発報告書』の分析は「障害と開発への人間開発アプローチ」を体系的に構築するまでには至っていないように思われる。この理由のひとつは、『人間開発報告書』で障害者が言及されるのが貧困、環境破壊などの文脈であるために「障害」そのものが独立したテーマでなく、「開発と障害」に対する十分な理論の展開が行われていないことがある。「障害者」ではなく、「障害の原因」に焦点があてられているために今後何をすべきか、という提案になると、障害の原因になる貧困や感染症、環境破壊を防ぐ予防的手段としての開発を重視していくことになり、今すでに障害をもった人たちをどのように支援していくかが正面には出ないことになりかねない。「人間の安全保障」という考え方にしてみても、紛争や感染症などを予防することは「障害者を作り出さない」という意味では「開発と障害」にかかわっているとみえるが、それだけでは「非障害者中心の開発」を容認する可能性ももっている。ふたつめの理由として「貧困者率」や「社会排除指標」と「障害者比率」は政策目標として同列に扱っている、という問題がある。社会政策は「貧困者率」や「社会的排除指標」を削減できるかもしれないが、障害をもった人たちが現実生活している以上、「障害者比率」を削減することはできない。むしろ政策では「障害をもっていないながら苦しい生活を強制されている人の割合」を削減することが政策目標になるべきなのである。さらに、障害者自体が多様であるために、包括的に論じる枠組みが作りにくいことも『人間開発報告書』のなかでの障害の位置づけを難しくしているように思われる。

最後に、「人間開発」の理念にしたがった社会統計指標を通じて障害者自身の要求を政府に要求できる情報を明らかにし、障害者の自立のための具体的な社会的基盤に結実させていく方法がこれまでの『人間開発報告書』のなかでは具体的に明らかにされていないという問題がある。この問題について「人間開発」と近い立場から社会資本整備を考察した朝日 [1992: 251-256] は、次のように問題点をまとめている。第1に地域の施設に関する指標を使って相対的に不足しているものを補う方法は、財、ハードのみに注目するために、その施設が人々の実現したい項目とどの程度関係するのかが明らかにはなら

ず、社会資本が地域で果たす役割に配慮していないという点で不十分である。第2に、権利に注目することは、住民の要求を抽象的に捉えることとなり、権利保障では法的制度の役割の方が相対的に重要になることもあって、具体的な社会資本を特定化するのが難しくなる。これらの問題点の指摘は障害者のニーズや生活だけに焦点があてられているわけではないが、人が本来、実現したい活動や状態に注目するケイパビリティの視点から社会資本の評価を行った朝日 [1992: 251-256] の指摘は「障害と開発への人間開発アプローチ」を考えるうえでも有益であると思われる。

3 . 人間開発と障害

人間開発という視点から障害を考えてみると、障害者はある特定の能力、機能(たとえば足で歩いて移動できる、という機能 ヌスパウム [2005: 102-113]) が失われている状態と考えることができる。ところで、「歩く」という活動は人間の生活や労働の至るところに浸透しているので、ひとつの機能が失われただけでも生活全体が大きな損失を被るかもしれない。このような特性は、佐藤 [1997: 12] で指摘された基礎的機能の「共倒れ可能性」(co-collapsible) の議論を思い起こさせる。障害者は一部の機能が失われているとしても、それ以外の機能は保たれていることがある。にもかかわらず、特定の障害の損失は就労・所得獲得機会の減少と生活上の費用の増加という両面で障害者の生活を苦しい状況においてしまう。基礎的機能の相互補完性は、障害者と非障害者は意外に近い存在であること、わずかな機能の違いが人生経路全般におよぶ格差になってしまうかもしれないということを示している。

人間開発という概念は「不平等」に対する見方に対して新しい視点を提供する。『人間開発報告書』には所得や能力というひとつの次元でみた不平等(垂直的不平等) の是正だけでなく、同じような人でもジェンダー、エスニシティ、言語や宗教の帰属といった少数の特性の違いによってさまざまな自由や生活全般に格差が生まれるという不平等の是正も強調されている。たとえ

ば『人間開発報告2000』はある次元(所得や能力)の不平等だけでなく、同じ能力や所得でもジェンダーやエスニシティ、集団の帰属によって自由や生活に格差が生まれる「水平的不平等」(Horizontal inequality)(UNDP [2000: 62 Box 3.4])を是正する必要性を訴えている。この「水平的不平等」是正の重視という姿勢は、人間のさまざまな状態や活動(それらの集合であるケイパビリティ)は固有の価値をもっており、所得や消費が増加したからといって人間生活のほかの側面や活動が改善されるとは限らない、という考え方にもとづいている。たとえ障害のない人と同じ所得や教育があったとしても、現実の就業機会が限られてしまう障害者の状況は、このような「水平的不平等」問題のひとつと考えることができる。また社会サービスのように一括して地域に供給されるものでは少数者である障害者の固有のニーズや事情は考慮されないかもしれない。このように「人間開発」の諸概念は障害者而非障害者の間の平等を考える際にも有益なのである。

第2節 障害者向け政策目標のあり方

1. 社会の構成員としての障害者

社会指標は社会全体の「生活のよさ」(Well-being)を評価して、政策の目標設定や評価の基礎になるために作成される。したがって社会指標や政策目標は社会全体の価値観を反映したものであるのが理想である。そのために、社会指標で障害者がどのように位置づけられているのかを考察することは、社会が障害者にどのような目を向けているかを示すものである。ところで少数者である障害者が非常に重要な固有のニーズをもっているからといって、「障害者」という固有の分類枠を作って「生活の質」指標を作成する、ということには慎重でなければならない(Rapley [2003])。第1には「障害者の生活が苦しいこと」と「障害があるゆえに生活が苦しいこと」とを区別した方が

よい。足に障害があって長距離歩くのがきつい人が自営業の家（あるいは近所）の仕事をするのができても、都市化が進んで雇用が都市の一部に集中すれば長距離通勤を余儀なくされて就職できないという可能性もある。都市や交通の構造が歴史的経緯によって多数派である人たちの身体能力を前提に構築されてきたために、少数者が「障害者」という枠組みのなかで生活することを強制されているだけなのかもしれない。「障害」と「生活の質」「選択肢」の間に介在する多様な社会経済的要因を考慮することが必要なのである。第2は障害者の生活に必要な範囲を不当に狭めてしまうかもしれない、という点である。人間である限り、ほかの人がやっていること、たとえば働き、友人と交流する、ということは自分もやってみたいと思うだろう。ところが「障害者」というひとつの分類枠を作って「標準的な障害者の生き方」を設定してしまうと、障害者の必要とする機会や選択肢の範囲を狭めてしまう可能性もある。たとえば教育はいままでの障害者の世代が経験できなかったような知識や生き方、価値観を作るためにあるので、その範囲を限定することは望ましくない。それに障害者は非障害者と分離して生活するわけにはいかないのである⁽³⁾。

社会指標を政策目標に利用する場合の問題点を本節では考察してきたが、このような問題点を具体的に示す事例として、以下ではミレニアム開発目標（MDGs）と障害調整生存年数（DALY）を検討してみたい。

2. ミレニアム開発目標と障害

ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）は2000年9月の国連総会において採択された2015年を期限にした貧困削減の目標である。MDGsは次のような8つの目標達成を目指している。

- (1) 極度の貧困と飢餓の撲滅。
- (2) 初等教育の完全普及。
- (3) ジェンダーの平等と女性のエンパワメント。

- (4) 子どもの死亡率削減。
- (5) 妊産婦の健康の改善。
- (6) HIV/エイズ, マラリア等の疾病の蔓延防止。
- (7) 環境的な持続可能性の確保。
- (8) グローバルな開発パートナーシップの構築。

ミレニアム開発目標は1990年代のDACで行われた国際的な議論から発展してきたものであるが、「人間開発」の理念と関連がないわけではない。たとえば『人間開発報告書2003』(UNDP[2003: 28 Box 1])は人間開発の項目とミレニアム開発目標の対応を明らかにしようとしている。具体的には「人間開発における基礎的な能力(「ケイパビリティ」とよばれる)」のなかで「長寿と健康」は目標4, 5, 6(幼児死亡率や妊産婦死亡率の削減, 感染症予防), 「教育」は目標2, 3(基礎教育の普遍化と女性のエンパワメント), 「十分な生活水準」は目標1(貧困と飢餓の削減)に対応する。しかし障害者の貧困削減にとって必要なことはMDGsに含まれている項目よりもっと多いはずである。たとえばヌスbaum(Martha C. Nussbaum)は権利として保障すべき中心的事柄(ケイパビリティ)として次のようなものを提示している。

- (1) 生命(正常な長さの人生を最期まで全うできること)。
- (2) 身体的健康。
- (3) 身体的保全。
- (4) 感覚・想像力・思考を働かせる機会をもてること。
- (5) 感情を働かせる機会をもてること。
- (6) 実践理性を働かせる機会をもてること。
- (7) 連帯。
- (7A) ほかの人々と一緒に,そしてそれらの人々のために生きることができること。
- (7B) 自尊心をもち屈辱を受けることのない社会的基盤をもつこと。
- (8) 自然との共生。
- (9) 遊び。

(10) 環境のコントロール。

(10A) 政治的意思決定に参加できること。

(10B) 形式的のみならず、真の機会という意味でも(土地と動産双方の)資産への権利をもてること(ヌスパウム[2005: 92-95]の内容を要約)。ヌスパウムのリストにある「政治的意志決定に参加できること」という項目はミレニアム開発目標のなかに該当するものはない。また「環境の持続可能性」(目標7)、「平等」(目標3)、「グローバルな経済環境」(目標8)については、内容をもっと具体化する必要がある。

これらの目標設定方式にも問題がある。ミレニアム開発目標は人口比率が参照されているものが多い(UNDP[2003: 1-13])。たとえば目標1のターゲット1は2015年までに1日1ドル未満で生活する人口比率を1990年に比べて半減させること、ターゲット2は飢餓に苦しむ人口比率の半減である。また目標7のターゲット10は安全な飲み水へのアクセスのない人口比率を2015年までに半減させることに設定されている。しかし低所得にしる、安全な飲み水へのアクセスにしる、障害者は幾重にも不利な状況におかれているために、社会の多数の人にアクセスが保障されても、最後まで取り残される集団のなかに入ってしまいかもしれない。また、たとえ目標が達成されても、「1日1ドル」という水準であっても障害者は非障害者と同等の生活水準を享受できないかもしれない(Alkire[2002: 191])。ミレニアム開発目標が極度の貧困と飢餓の撲滅を目的にしているのであるならば、最も苦しい状況におかれている障害者こそ最初に救済すべきなのである。

3. DALYの問題点

これまでみたように、障害者と非障害者の区分を受け入れたうえで両者の「生活の質」を評価集計したものを政策目標に設定することは、非障害者と障害者のニーズの重要性に暗黙のうちになんらかのウェイトを設定することになり、障害者の必要な権利を過小評価する可能性をもっている。また障害者

固有の必要を充たすには障害(者)に焦点を絞った指標も利用する必要がある。このように考えると、障害者の固有のニーズを把握するという任務と、障害者と非障害者の間にある障壁を明らかにするという2つの任務を「開発と障害」の分野での社会指標は考慮する必要があることがわかってくる。この2つの任務の両立の難しさを示す事例として、ここでは、生命の質を調整した余命データを使った社会指標である障害調整生存年数(Disability-Adjusted Life Years: DALY)を取り上げてみたい(略称は「DALY」「DALYs」両方があるが、本稿では「DALY」を使用する)。

DALYは『世界開発報告1993』(World Bank [1993])でも参照された健康指標である。以下ではマックペイクほか[2004: 163-165]やRapley[2003]等の説明によってDALYの考え方を紹介してみたい。まず標準期待損失年数を利用して早期死亡に伴う損失を以下の方法で算出する。

$$\begin{aligned} \text{早すぎる死亡の損失} &= \text{標準寿命} - \text{死亡年齢} + \text{障害をもって生存した年数} \\ &= \text{非障害者としての生存年数} + \text{障害者としての生存年数} \times \text{障害の深刻さ} \\ &\quad \text{ウェイト} \end{aligned}$$

たとえば聴覚障害者の効用が非障害者の0.67倍であるならば、標準期待寿命80年の社会において聴覚障害で50年生存する損失($(80 - 50) + (1 - 0.67) \times 50 = 46.5$)がDALYの損失となる(Rapley[2003: 159]の例)。World Bank[1993: 25-27]では疾病の負担をDALY総計で求め、障害を負った生存年数のDALY総計を最小化するように医療部門の資源配分を効率的に行うことが提案されている。またWorld Bank[1997: 22-23]はエイズによる死亡と障害の損失をDALYによって推計している。

Anand and Hanson[1998]はDALYの最小化に焦点を当てることは医療部門の資源配分において効率性に過度に寄りかかった判断をしてしまうと考え、以下のように批判的なコメントをしている。Anand and Hanson[1998]が指摘する第1の問題点は障害ウェイトである。DALYの計算では疾病にともなう障害によって失われた機能にウェイトがつけられて、健康な人の生存年数の何年分に当たるかが計算されている。障害ウェイトは専門家の意見にもと

づいて決められることもあるようであるが (Anand and Hanson [1998: 308]), 障害のウェイトは, 本来は当事者のおかれた社会経済状況を考慮して決められなければならない。たとえば, 失った機能を補うような公的サービスが利用できる場合と, 自分の所得でまかなえる範囲の方法でしか補うことができない場合とでは, 「障害」が現実の生活機能に与える影響も違ってくるはずである。Anand and Hanson [1998] が指摘する第 2 の問題点は年齢別ウェイトである。DALYでは生産性に与える影響が少ない乳児と高齢者の死に生産に従事できる年齢人口よりも少ないウェイトを与えている。これは当事者の生命・健康を生産性に対する影響にもとづいたウェイトを与えていると解釈することは可能である。DALYの利用者が生命の固有の価値に配慮し, 所得水準の違いや生産性への貢献によって個人を差別してはいけないと考えていても, 実際の指標は生産性による指標と区別できないものになっている。Anand and Hanson [1998] の指摘する第 3 の問題点は将来の障害の割引である。DALYの計算では将来に経験する障害の損失に割引率を適応して割引している。しかしある障害を今年経験した人と来年経験する人とを区別するような扱いは公正性の視点と矛盾するおそれがある。以上の考察を踏まえて Anand and Hanson [1998] は, 支援を必要としている人にこそ資源を向けるべきであるという公正な資源配分はDALYという指標だけは実現できない, と結論づけている。

第 3 節 「障害と開発」に向けた人間開発指数の試み

1. 代替的提案

DALYのような指標は, 将来さまざまなリスクに直面している個人が, 将来の損失を最小化できるように現時点での資源配分を決定し, 未来の問題を現在で先取りして解決するのに有用なものであるが, すでに障害をもつ個人

の活動能力を向上させる社会政策の指標としては適切ではない。また個人の属性から生活の質を導くウェイトの決定が当事者のおかれた社会・コミュニティの状況・文脈を軽視してしまう可能性をもっている。公正性（あるいは衡平性）にかなった社会指標はマックベイクらの指摘にもあるように（マックベイクほか [2004: 169]）、「衡平性の原則といわれるものはほとんど例外なく、誰かの抱えている問題が大きいときには、小さな問題しか抱えていない者に比べて、前者に多くが与えられるべきだということを示すだろう」という思想を考慮すべきである。そして、本章で問題にしたいのは、「障害」そのものではなく、「障害を補う手段が与えられているのか」ということなのである。

ひとつの方法は人間貧困指数のなかの社会的排除の指標として社会参加の機会が得られない障害者の比率を取り入れることである⁽⁴⁾。もうひとつの方法は、国連開発計画のジェンダー開発指数（Gender-related Development Index: GDI）、ジェンダーエンパワメント測度にならって、障害者と非障害者の間にある基本的な自由（ケイパビリティ）の不平等の損失を割り引いた人間開発指数を作成することである。具体的には以下のような指標を考える。

$$He = (1 - Sd)H(n)^{-a} + SdH(d)^{-a} \quad (1)$$

$H(n)$ は非障害者の福祉の到達度（たとえば就学率や就業率）、 $H(d)$ は障害者の福祉の到達度（たとえば就学率や就業率）、 a は不平等回避パラメーター、 Sd は障害者の人口シェアである。現在のジェンダー開発指数では a は 2 が採用されている。このような指標を知識、健康などの領域で作成し、集計・指標化してみると、障害者と非障害者の間にある福祉や生活能力の不平等を損失として割り引いた人間開発指数を得ることができる。ここで提案した人間開発指数の改訂指標は障害者と非障害者の間の不平等そのものを損失とみており、この点で障害者の内部の障害そのものを社会的損失として評価する障害調整平均余命（DALY）のような指標とは違った視点に立っているといえる。

ここで指摘しなくてはならないのは、ジェンダー開発指数の定式化を障害

者と非障害者の問題に応用することの限界である。上の式の He はパラメータ a が 2 の時には以下のような指標になる。

$$He = \left[\frac{1-S(d)}{H(n)} + \frac{S(d)}{H(d)} \right]^{-1} = \frac{1}{\frac{1}{H(n)/\cancel{1-S(d)}} + \frac{1}{H(d)/\cancel{S(d)}}} = \frac{\left(\frac{H(n)}{1-S(d)} \right) \left(\frac{H(d)}{S(d)} \right)}{\frac{H(n)}{1-S(d)} + \frac{H(d)}{S(d)}}$$

この式は以下のように変形できる。

$$He = \left(\frac{1}{4} \left(\frac{H(n)}{1-S(d)} + \frac{H(d)}{S(d)} \right) \right) \times \left[\frac{\left(\sqrt{\frac{H(n)}{1-S(d)}} \times \sqrt{\frac{H(d)}{S(d)}} \right)^2}{\left(\frac{1}{2} \left(\frac{H(n)}{1-S(d)} + \frac{H(d)}{S(d)} \right) \right)^2} \right]$$

最初の括弧は算術平均 (の 2 分の 1) , 2 番めの分数は幾何平均と算術平均の比率 (の 2 乗) である。幾何平均は算術平均より小さいので 2 番めの括弧は 1 より小さい。したがって、 $H(n)/(1-S(d))$ と $H(d)/S(d)$ の平均が等しいという条件のもとでは、 $H(n)/(1-S(d))$ と $H(d)/S(d)$ が等しい場合に He は最大になるので 2 つのグループを公正に扱っていると考えられる。このようにして、最初の項で社会全体の平均的福祉や生活能力の到達度を評価し、2 番めの項で不平等の損失を考慮していることになる。ところで、幾何平均と算術平均の比率という条件は以下のように変形できる。

$$\frac{H(d)}{H(n)} = \frac{S(d)}{1-S(d)}$$

この式は福祉指標の到達度は人口シェアに比例するということを意味している。このような基準が機会の均等を意味すると解釈できるのは、たとえば国政議会での議員シェアや所得分配シェアのようなケースである。ところでジェンダー格差の場合には、人口シェアは男女それぞれ 2 分の 1 前後のことが多いので、この式は $H(d)$ と $H(n)$ といった個別グループの福祉の指標そのものの到達度の平等を意味している。これに対して障害者・非障害者の場合

には、人口シェアは多様であり、両者の境界も明確でないことも多い。また就業機会、教育年数のようにひとりひとりの人間すべてに保障されるべきものは、それらの到達度を人口シェアでウェイトづけするのは適切ではないかもしれない。こうした問題点を是正するひとつの方法はひとつの能力（歩行や視聴覚など）で人口に順位を付け、能力が相対的に低い人口の下位50%の社会指標と、それ以外の人口集団の社会指標とを比較するということである。ここでも注意したいのは、特定の心身の能力で低いと評価された集団で社会指標が低いといっても、その指標の低いことが、人口集団を区分する標識として使われた「能力」の低さと関係している、と解釈してはならない、ということである。「歩行困難」ということが問題になるのは、心身の能力だけでなく、「困難な歩行を強いられなければ生活の必要を満たせない道路や地域、住居の構造」のためかもしれないからである。以下の日本の社会統計による試算では、人口ウェイトを使ったGDIの算式を利用するが、それは、第1次接近であって、その解釈には慎重である必要がある。

2. 日本の社会統計を使った試算

日本では「障害者」が固有の社会問題として扱われることはなかなか行われなかった。たとえば、戦前の日本の身体障害者は、工場衛生、鉱山衛生、学校衛生、軍隊衛生、交通衛生や監獄衛生のなかで、あるいは貧困対策の対象である「非労働力窮民」（働くことも定住もできず最低限の衣食住も満たせない人）のなかで捉えられ、独立した衛生問題の対象として扱われることはなかった（勝野 [2005: 139]）。勝野 [2005: 135] によれば日本の社会政策・社会調査で「身体障害(者)」という言葉が独自の対象として市民権を得たのは1949年「身体障害者福祉法」制定以降であるが、その背景には戦争にともなう障害者問題への対応が政府にとって不可避の課題となったことなどがあった。社会開発に対する関心が高まりはじめた1970年代に入ると総理府統計局は1976年度から国民経済計算を補完するものとして、福祉政策に必要な統計体

系の整備を目指して社会生活統計指標を作成してきた。この指標は社会人口統計体系 (Systems of Social and Demographic Statistics) の線に沿ったもので、行動の場 (居住や雇用など) で行われる生活行動 (学習や労働など) に焦点を当てて行動主体と環境整備の対応を図ろうとしたものであった(総理府統計局 [1979])。

表1は障害者のエンパワメントの視点から必要な評価項目と総務省統計局の『社会生活統計指標』(SSILと略称)に掲載されている統計指標を比較したものである。SSILの範囲は人間生活や福祉への関心、社会開発への関心が高まるのに応じて設定されてきた。SSILから発達した経済企画庁(当時)の「新国民生活指標」(People's Life Indicators: PLI)も「人間開発」や「社会開発」の問題意識と接点をもっている(川本 [1995: 89])。

SSILには障害にかかわる指標として身体障害者手帳交付件数のほか、社会サービス施設や就業に関する指標が含まれている。経済企画庁(当時)の『新国民生活指標平成11年版』(経済企画庁国民生活局 [1999])のなかでは、障害者に関するものは、「働く」という活動領域での「公正」を示す指標として「1年間の就職件数に占める身体障害者比率」など、「育てる」という活動領域で「安全・安心」の指標として「裸眼視力1.0未満者率」、「癒す」という活動領域で「公正」を示す指標として「身体障害者更正援護施設定員数」や「精神薄弱者援護施設定員数」、「癒す」という活動領域で「快適」の指標として「身体障害者ホームヘルパー派遣世帯数」などが採用されている(経済企画庁国民生活局 [1999: 141-162], 太田編 [1999]等を参照)。これらの指標は、障害者以外のさまざまな指標と組み合わせられて集計された指標として加工されており、個別指標の位置づけや目標設定などが、障害者のエンパワメントやバリアフリーという目的に照らして妥当であるのかという問題は残されている。また『社会生活統計指標』では、社会サービス施設や就業に関する指標が中心で、社会全体の「バリアフリー」という視点からの一層の整備が求められる(総務省統計局 [各年版])。

以下では、今後の開発途上国の障害者統計のあり方を考えるために、日本

表1 障害者のエンパワメントの視点から必要な評価項目と社会生活統計指標

	個人（障害者）	社会（環境・制度）
コントロール	意思決定能力 自主・自律度	社会集団における障害者構成員数など
参加		家族，集団，地域社会，国での生活における参加（SSIL ¹⁾ に含まれるのは就職者に占める身体障害者比率 ²⁾ （[就職件数1,000件当たり，就職者1,000人当たり]）
意識化	自信・障害（者）問題や自己実現のための手段に関する理解	障害（者）問題に関する啓発・教育等
アクセス		法律・制度，社会インフラのバリアフリー度等
福祉	身心の機能的能力 自信や人間としての能力	社会サービスの質と量（SSIL） （身体・知的障害者更正援護施設数 [施設従業者数，定員数 在所数]， 身体・知的障害者相談員数，身体障害者援護施設 [更正相談所] 取扱実人数 ³⁾ ）

（出所）久野・Seddon [2003：145] 表1 「障害分野のエンパワメント評価項目のフレームワーク」の枠組みを参考に，総務省統計局 [2005：543-561] をもとにして筆者作成。

（注）1）「SSIL」は社会生活統計指標（System of Statistical Indicators on Life）に含まれている指標であることを示す。

2）就業に関する指標は就職件数1,000件当たり，就職者1,000人当たり。

3）福祉施設に関する指標は人口（10万人あるいは1,000人）当たり。

の社会統計を利用して前節で考案した指標の試算を行い，「障害と開発」に向けた政策に対する示唆を考えてみたい。表2は平成14年度の身体障害者就職動向を示す指標（厚生労働省『職業安定業務月報』や『社会生活統計指標』の統計指標）と1人当たり県民所得を示したものである。就職件数1000件当りの身体障害者比率は県民所得とおおまかに正の対応を示している。これに対して就業者1000人当りの身体障害者就業者数と職業安定所登録者数に占める就職件数の比率（厚生労働省『職業安定業務月報』）は県民所得とは明確な対応がみられない。試みに1人当たり県民所得と身体障害者の雇用指標の相関係数を調べると，職業安定所登録者数に対する就職件数比率 - 0.070，就職件数1000件当りの身体障害者比率0.532，就業者1000人当りの身体障害者比率は - 0.054で

表2 身体障害者の就職動向指標と県民所得（平成14年度）

都道府県名	就職件数・登録者数比率	就職件数1,000件当り身体障害者比率	就業者1,000人当り身体障害者比率	1人当り県民所得（1,000円）
全 国	0.058	13.22	3.09	2,916
北 海 道	0.065	5.34	3.1	2,563
青 森 県	0.067	8.74	2.29	2,213
岩 手 県	0.062	7.77	3.67	2,426
宮 城 県	0.064	12.34	3.33	2,576
秋 田 県	0.076	9.19	2.47	2,320
山 形 県	0.050	6.73	2.91	2,416
福 島 県	0.060	10.95	3.11	2,668
茨 城 県	0.064	11.49	2.16	2,902
栃 木 県	0.061	13.95	3.16	3,044
群 馬 県	0.068	20.31	3.78	2,909
埼 玉 県	0.054	15.36	1.44	2,659
千 葉 県	0.053	14.64	1.51	3,070
東 京 都	0.050	20.73	4.16	4,080
神 奈 川 県	0.055	17.08	2.12	3,062
新 潟 県	0.059	8.46	3.73	2,713
富 山 県	0.061	14.16	3.8	2,958
石 川 県	0.064	11.48	3.86	2,863
福 井 県	0.080	14.54	3.18	2,894
山 梨 県	0.045	14.98	4.06	2,565
長 野 県	0.045	12.86	4.67	2,718
岐 阜 県	0.071	16.24	2.82	2,789
静 岡 県	0.053	17.11	3.74	3,221
愛 知 県	0.047	19.06	2.78	3,421

（出所）就職件数・登録者比率は平成14年度末（平成15年度3月末現在）で厚生労働省『職業安定所業務月報』平成15年4月分、pp.16-17の資料による。就業者1,000人に占める身体障害者比率および就職件数1,000件あたりの身体障害者比率は総務省統計局〔2005：93〕の資料から、また1人当り県民所得は総務省統計局〔2006：30〕の資料から筆者が作成した。

都道府県名	就職件数・登録 者数比率	就職件数1,000 件当り身体障 害者比率	就業者1,000人 当り身体障害者 比率	1人当り 県民所得 (1,000円)
三重県	0.071	19.16	3.25	2,959
滋賀県	0.045	11.59	2.77	3,188
京都府	0.054	14.2	2.93	2,799
大阪府	0.083	14.79	2.58	3,030
兵庫県	0.062	16.18	2.76	2,647
奈良県	0.044	15.49	3.05	2,689
和歌山県	0.058	15.01	3.02	2,531
鳥取県	0.067	11.27	2.62	2,461
島根県	0.059	14.83	4.56	2,405
岡山県	0.066	16.18	3.54	2,721
広島県	0.060	16.61	3.49	2,804
山口県	0.044	10.6	4.18	2,811
徳島県	0.041	10.1	4	2,700
香川県	0.047	14.03	7.25	2,709
愛媛県	0.064	13.39	3.92	2,320
高知県	0.029	9.07	3.02	2,266
福岡県	0.063	14.96	3.26	2,605
佐賀県	0.046	12.09	3.67	2,448
長崎県	0.060	13.4	3.47	2,256
熊本県	0.054	17.76	3.49	2,444
大分県	0.063	16.33	4.56	2,585
宮崎県	0.074	14.39	4.15	2,445
鹿児島県	0.057	14.53	4.67	2,246
沖縄県	0.057	10.27	2.95	2,031

表 3 A 障害者雇用指標 就職件数 平成12年度(平成13年3月末現在)

(単位:人)

都道府県名	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	障害者合計
全 国	19,244	7,414	1,614	89	28,361
北 海 道	893	365	50	5	1,313
青 森 県	234	93	17	0	344
岩 手 県	255	115	28	1	399
宮 城 県	333	146	24	0	503
秋 田 県	197	51	25	0	273
山 形 県	190	67	29	0	286
福 島 県	309	106	14	0	429
茨 城 県	314	147	17	2	480
栃 木 県	272	104	21	0	397
群 馬 県	341	148	27	1	517
埼 玉 県	632	244	61	0	937
千 葉 県	533	260	25	5	823
東 京 都	1,761	720	169	21	2,671
神奈川県	754	382	45	2	1,183
新 潟 県	417	110	34	1	562
富 山 県	210	84	29	0	323
石 川 県	252	57	41	0	350
福 井 県	137	63	30	2	232
山 梨 県	142	57	26	0	225
長 野 県	466	190	54	0	710
岐 阜 県	360	130	20	0	510
静 岡 県	581	290	32	2	905
愛 知 県	877	401	62	2	1,342

(出所)厚生労働省『職業安定業務月報』平成13年4月分pp.16-17;総務省統計局[2000:323],[2005:30],[2006:332,320-321](1人当り県民所得)から筆者作成。

(単位：人)

都道府県名	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	障害者合計
三重県	308	99	17	0	424
滋賀県	153	86	24	0	263
京都府	467	212	26	3	708
大阪府	1,463	567	113	12	2,155
兵庫県	896	262	29	2	1,189
奈良県	201	97	24	3	325
和歌山県	181	76	16	3	276
鳥取県	141	44	10	0	195
島根県	171	86	30	2	289
岡山県	356	182	32	1	571
広島県	583	159	100	0	842
山口県	270	82	21	1	374
徳島県	100	60	4	0	164
香川県	231	71	8	0	310
愛媛県	221	73	21	1	316
高知県	98	57	10	0	165
福岡県	992	241	37	5	1,275
佐賀県	182	67	17	0	266
長崎県	257	129	16	0	402
熊本県	309	107	43	0	459
大分県	301	69	30	1	401
宮崎県	237	59	19	4	319
鹿児島県	432	80	52	4	568
沖縄県	234	119	35	3	391

表3 B 障害者雇用指標 職業安定所登録者数 平成12年度(平成13年3月末現在)
(単位:人)

都道府県名	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	障害者合計
全 国	319,222	126,040	16,731	1,197	463,190
北 海 道	15,989	6,105	803	33	22,930
青 森 県	3,315	1,206	174	7	4,702
岩 手 県	3,993	1,826	295	12	6,126
宮 城 県	5,318	2,387	252	2	7,959
秋 田 県	2,474	799	159	10	3,442
山 形 県	2,865	1,365	197	4	4,431
福 島 県	4,891	2,191	251	15	7,348
茨 城 県	4,545	2,022	160	4	6,731
栃 木 県	4,731	2,078	160	2	6,971
群 馬 県	5,452	2,430	220	8	8,110
埼 玉 県	10,134	4,399	777	22	15,332
千 葉 県	8,659	3,746	525	93	13,023
東 京 都	36,947	13,318	2,485	316	53,066
神 奈 川 県	16,303	7,034	673	29	24,039
新 潟 県	6,153	3,593	292	29	10,067
富 山 県	3,420	1,072	239	5	4,736
石 川 県	3,712	1,065	273	9	5,059
福 井 県	1,952	946	165	7	3,070
山 梨 県	2,563	1,120	198	8	3,889
長 野 県	8,029	3,319	437	24	11,809
岐 阜 県	5,344	2,330	253	9	7,936
静 岡 県	10,789	7,097	318	21	18,225
愛 知 県	17,520	7,245	716	40	25,521

(出所)厚生労働省職業安定局雇用政策課『職業安定業務月報』平成13年4月分pp.16-17。

(単位：人)

都道府県名	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	障害者合計
三重県	4,776	1,657	222	32	6,687
滋賀県	3,417	1,763	168	9	5,357
京都府	8,319	3,988	339	43	12,689
大阪府	16,623	7,100	508	19	24,250
兵庫県	13,043	4,189	305	26	17,563
奈良県	3,854	1,902	335	24	6,115
和歌山県	2,972	946	138	7	4,063
鳥取県	1,502	509	118	1	2,130
島根県	2,528	1,164	228	13	3,933
岡山県	5,705	2,263	246	20	8,234
広島県	9,376	2,860	781	53	13,070
山口県	4,653	1,592	190	18	6,453
徳島県	2,359	762	60	5	3,186
香川県	4,120	1,345	77	8	5,550
愛媛県	3,873	1,513	151	14	5,551
高知県	2,648	1,005	166	7	3,826
福岡県	13,220	3,250	614	52	17,136
佐賀県	3,219	1,383	177	8	4,787
長崎県	4,185	1,605	202	22	6,014
熊本県	5,695	1,654	600	28	7,977
大分県	4,819	1,196	142	23	6,180
宮崎県	3,829	995	186	7	5,017
鹿児島県	6,006	1,246	316	17	7,585
沖縄県	3,383	1,460	440	32	5,315

表3c 障害者雇用指標 障害者および全体の指標 平成12年度(平成13年3月末現在)

都道府県名	有効求職者数 年度計(人)	有効求人数 年度計(人)	障害者就職 件数(件数)	障害者総登 録者数(人)	障害者就 職率 ¹⁾	求人・求職 比率 ²⁾
全 国	26,019,286	12,664,104	28,361	463,190	0.061	0.487
北 海 道	2,021,862	819,946	1,313	22,930	0.057	0.406
青 森 県	497,012	148,507	344	4,702	0.073	0.299
岩 手 県	346,833	169,748	399	6,126	0.065	0.489
宮 城 県	470,882	253,717	503	7,959	0.063	0.539
秋 田 県	322,032	143,245	273	3,442	0.079	0.445
山 形 県	273,193	174,738	286	4,431	0.065	0.64
福 島 県	402,375	212,362	429	7,348	0.058	0.528
茨 城 県	530,781	256,904	480	6,731	0.071	0.484
栃 木 県	369,919	222,708	397	6,971	0.057	0.602
群 馬 県	336,678	219,095	517	8,110	0.064	0.651
埼 玉 県	1,037,282	471,360	937	15,332	0.061	0.454
千 葉 県	926,196	378,764	823	13,023	0.063	0.409
東 京 都	2,203,632	1,415,818	2,671	53,066	0.05	0.642
神奈川県	1,402,916	607,888	1,183	24,039	0.049	0.433
新 潟 県	536,226	294,866	562	10,067	0.056	0.55
富 山 県	212,141	135,980	323	4,736	0.068	0.641
石 川 県	254,896	149,593	350	5,059	0.069	0.587
福 井 県	145,040	116,359	232	3,070	0.076	0.803
山 梨 県	137,879	93,499	225	3,889	0.058	0.678
長 野 県	353,506	349,480	710	11,809	0.06	0.989
岐 阜 県	386,720	262,946	510	7,936	0.064	0.68
静 岡 県	564,073	455,658	905	18,225	0.05	0.808
愛 知 県	1,220,535	717,433	1,342	25,521	0.053	0.588

(出所)厚生労働省『職業安定業務月報』平成13年4月分pp.16-17;総務省統計局[2003:323](有効求職者数,有効求人数),[2005:30],[2006:332,320-321]から筆者作成。

(注)1)障害者就職率=障害者就職件数/職業安定所障害者登録件数。障害者は身体障害者,知的障害者,精神障害者,その他の合計。

2)求人・求職比率=月間有効求人数(年度計)/月間有効求職者数(年度計)。

都道府県名	有効求職者数 年度計(人)	有効求人数 年度計(人)	障害者就職 件数(件数)	障害者総登 録者数(人)	障害者就 職率 ¹⁾	求人・求職 比率 ²⁾
三重県	287,362	172,843	424	6,687	0.063	0.601
滋賀県	236,941	129,376	263	5,357	0.049	0.546
京都府	554,629	237,576	708	12,689	0.056	0.428
大阪府	2,173,309	809,947	2,155	24,250	0.089	0.373
兵庫県	1,177,058	403,383	1,189	17,563	0.068	0.343
奈良県	310,461	86,522	325	6,115	0.053	0.279
和歌山県	199,510	69,953	276	4,063	0.068	0.351
鳥取県	113,143	89,495	195	2,130	0.092	0.791
島根県	142,063	96,927	289	3,933	0.073	0.682
岡山県	442,375	253,977	571	8,234	0.069	0.574
広島県	572,118	318,043	842	13,070	0.064	0.556
山口県	331,563	168,702	374	6,453	0.058	0.509
徳島県	175,741	77,419	164	3,186	0.051	0.441
香川県	231,048	140,482	310	5,550	0.056	0.608
愛媛県	299,764	155,123	316	5,551	0.057	0.517
高知県	212,062	79,588	165	3,826	0.043	0.375
福岡県	1,304,198	460,591	1,275	17,136	0.074	0.353
佐賀県	214,446	74,151	266	4,787	0.056	0.346
長崎県	362,064	110,964	402	6,014	0.067	0.306
熊本県	403,895	157,851	459	7,977	0.058	0.391
大分県	303,158	148,356	401	6,180	0.065	0.489
宮崎県	297,245	110,208	319	5,017	0.064	0.371
鹿児島県	414,810	172,815	568	7,585	0.075	0.417
沖縄県	307,624	69,018	391	5,315	0.074	0.224

表4 障害者と非障害者の雇用指標（平成12年度）

都道府県名	1人当り 県民所得 (1,000円)	労働力人口 (人)	就業者数 (人)	身体障害者 就業者数(人)	身体障害者 就業率
全 国	3,083	66,097,816	62,977,960	200,336	0.0032
北 海 道	2,815	2,867,676	2,730,723	9,210	0.0034
青 森 県	2,448	771,302	729,472	1,758	0.0024
岩 手 県	2,627	763,523	732,788	2,763	0.0038
宮 城 県	2,670	1,212,783	1,153,411	3,814	0.0033
秋 田 県	2,436	614,905	588,385	1,560	0.0027
山 形 県	2,623	664,791	642,580	1,949	0.003
福 島 県	2,858	1,108,459	1,060,924	3,302	0.0031
茨 城 県	3,004	1,570,609	1,504,046	3,225	0.0021
栃 木 県	3,261	1,082,609	1,038,088	3,327	0.0032
群 馬 県	3,009	1,084,943	1,040,250	3,967	0.0038
埼 玉 県	2,983	3,702,264	3,528,376	4,954	0.0014
千 葉 県	3,261	3,122,015	2,975,685	4,686	0.0016
東 京 都	4,401	6,469,930	6,158,377	25,918	0.0042
神奈川県	3,164	4,459,024	4,245,271	9,487	0.0022
新 潟 県	2,846	1,316,614	1,265,803	4,992	0.0039
富 山 県	3,057	619,025	597,702	2,462	0.0041
石 川 県	3,061	637,733	614,469	2,449	0.004
福 井 県	2,967	453,589	439,618	1,456	0.0033
山 梨 県	2,863	475,704	457,688	1,838	0.004
長 野 県	3,025	1,238,682	1,200,281	5,951	0.005
岐 阜 県	2,943	1,134,599	1,092,373	3,299	0.003
静 岡 県	3,321	2,092,579	2,013,164	7,909	0.0039
愛 知 県	3,536	3,841,471	3,687,238	10,097	0.0027

(出所)厚生労働省『職業安定業務月報』平成13年4月分；総務省統計局[2003：323]，[2005：30]（1人当り県民所得），[2006：332，320-321]（労働人口，就業者数，身体障害者就業者数）から筆者作成。

(注)身体障害者就業率 = 身体障害者就業者数 / 就業者数。

都道府県名	1人当り 県民所得 (1,000円)	労働力人口 (人)	就業者数 (人)	身体障害者 就業者数(人)	身体障害者 就業率
三重県	2,968	967,307	929,866	2,945	0.0032
滋賀県	3,364	694,874	669,487	1,857	0.0028
京都府	2,946	1,335,672	1,270,485	3,799	0.003
大阪府	3,241	4,445,438	4,134,181	11,459	0.0028
兵庫県	2,814	2,745,772	2,598,880	7,309	0.0028
奈良県	2,863	689,656	655,663	2,033	0.0031
和歌山県	2,460	525,162	499,157	1,573	0.0032
鳥取県	2,623	331,275	319,442	917	0.0029
島根県	2,542	401,750	389,849	1,790	0.0046
岡山県	2,747	998,781	955,507	3,723	0.0039
広島県	2,967	1,491,864	1,428,326	5,214	0.0037
山口県	2,826	778,287	746,704	3,196	0.0043
徳島県	2,703	410,605	390,509	1,807	0.0046
香川県	2,774	536,755	511,354	3,517	0.0069
愛媛県	2,505	746,937	709,607	3,145	0.0044
高知県	2,376	415,896	393,820	1,180	0.003
福岡県	2,625	2,467,669	2,323,182	7,482	0.0032
佐賀県	2,557	451,432	431,457	1,694	0.0039
長崎県	2,406	737,915	702,091	2,436	0.0035
熊本県	2,598	927,938	886,887	3,188	0.0036
大分県	2,793	610,515	583,294	2,885	0.0049
宮崎県	2,565	596,774	566,981	2,314	0.0041
鹿児島県	2,331	871,711	828,957	3,932	0.0047
沖縄県	2,101	613,002	555,562	1,613	0.0029

表5 障害者と非障害者の雇用指標（平成12年度）

都道府県名	1人当り 県民所得 (1,000円)	雇用指標 (He)	所得順位	He順位
全 国	3,083	0.476		
北 海 道	2,815	0.397	25	17
青 森 県	2,448	0.297	42	2
岩 手 県	2,627	0.478	32	22
宮 城 県	2,670	0.526	31	23
秋 田 県	2,436	0.439	43	8
山 形 県	2,623	0.623	34	26
福 島 県	2,858	0.515	22	24
茨 城 県	3,004	0.478	13	9
栃 木 県	3,261	0.584	5	33
群 馬 県	3,009	0.629	12	40
埼 玉 県	2,983	0.45	14	5
千 葉 県	3,261	0.405	6	3
東 京 都	4,401	0.612	1	44
神 奈 川 県	3,164	0.426	8	13
新 潟 県	2,846	0.531	23	38
富 山 県	3,057	0.62	10	37
石 川 県	3,061	0.57	9	32
福 井 県	2,967	0.779	16	34
山 梨 県	2,863	0.65	20	43
長 野 県	3,025	0.918	11	47
岐 阜 県	2,943	0.661	19	31
静 岡 県	3,321	0.762	4	45
愛 知 県	3,536	0.572	2	28

(出所) 厚生労働省『職業安定業務月報』平成13年4月分；総務省統計局 [2003 : 323], [2005 : 30] (1人当り県民所得), [2006 : 332, 320-321] から筆者作成。

都道府県名	1人当り 県民所得 (1,000円)	雇用指標 (He)	所得順位	He 順位
三重県	2,968	0.586	15	25
滋賀県	3,364	0.531	3	29
京都府	2,946	0.42	18	15
大阪府	3,241	0.369	7	4
兵庫県	2,814	0.339	26	6
奈良県	2,863	0.275	21	12
和歌山県	2,460	0.346	41	11
鳥取県	2,623	0.774	35	20
島根県	2,542	0.657	39	42
岡山県	2,747	0.558	29	30
広島県	2,967	0.541	17	27
山口県	2,826	0.492	24	36
徳島県	2,703	0.426	30	39
香川県	2,774	0.569	28	46
愛媛県	2,505	0.5	40	41
高知県	2,376	0.367	45	21
福岡県	2,625	0.349	33	7
佐賀県	2,557	0.339	38	16
長崎県	2,406	0.303	44	10
熊本県	2,598	0.383	36	18
大分県	2,793	0.474	27	35
宮崎県	2,565	0.364	37	14
鹿児島県	2,331	0.408	46	19
沖縄県	2,101	0.223	47	1

ある。この理由はいくつか考えられる。第1は所得はフローとしての今期の生産活動であるので、就職件数との相関は高くなるが、就業者に占める身体障害者比率のようにストックを意味する指標では、過去の長期的な経済成長の履歴が影響を与える、という点である。第2は自営業や農家、中小企業などが障害者の就業に貢献し、都市化にともなう通勤距離の拡大という要因によって、所得水準と雇用との相関を弱いものになっている、という点である。第3は、作業所のように、障害者の就労に占める福祉的就労の影響である。たとえば表2の統計で特徴があるのは東京都、群馬県、香川県、高知県である。まず東京都は県民所得と就職件数1000件に占める身体障害者比率では高い値を示すが、それ以外の雇用指標では意外にデータの値は高くない。職業安定所の登録件数は障害者が就業機会を探す重要な手段となっているので、職業安定所登録者数に占める就職件数比率の方が、身体障害者の雇用機会を示す意味では実態を反映していると思われる。香川県は就業者1000人当りの身体障害者比率が高い地域である。また群馬県は就職件数1000件当りの比率が高いのわかる。

この節では、障害者の労働供給と需要をよく反映する指標として、職業安定所登録者数と就職件数の比率を使用してみたい。表3は『職業安定業務月報』の障害者雇用指標（㊤就職件数と㊤職業安定所登録者数、㊤障害者および全体の指標）、表4は『職業安定業務月報』や『社会生活統計指標』の資料を使って障害者而非障害者の雇用指標を比較したものである。表5は日本の地方自治体別に、障害者而非障害者の主要雇用指標、および本節の第1項で解説した He を求めて比較を行ったものである。期間は平成12年度で、非障害者の就業率として有効求人数/有効求職者数、障害者の就業率として職業安定業務月報の障害者（「身体」、「知的」、「精神」、「その他」に区分される）の求職登録者数に対する就職件数を使用し、身体障害者の就業者と全就業者の比率を人口シェア（ He の Sd ）にした⁽⁵⁾。障害者の求職登録者に対する就職件数でみると、県民所得の動きとは異なっていることがわかる。表5によれば1人当たり県民所得と He の順位はかなり違ったパターンを示しており、県民所得

の高い地域の He が高いとは限らない。ここで県民所得と He の順位相関係数を求めると - 0.3018で負になっている(スピアマンの順位相関係数。石村[1989: 71]参照)。日本では「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって民間企業、国、地方公共団体は一定の障害者の雇用に義務づけられている(内閣府[2006: 49])が、 He は雇用機会の均等という政策目標の実現には地域の経済発展以外の要因も重要であることを示していると思われる。

おわりに きめの細かい開発実践

ミレニアム開発目標が提案されるまでには社会開発や人間開発のさまざまな提案が行われてきたことが背景にあった。そのような取り組みが「開発と障害」についてのアプローチをより具体化していくうえでも示唆を与えてきたことも事実である。しかし現在の段階ではミレニアム開発目標への取り組みのなかに障害者の権利実現に向けた活動をを組み込んでいくための具体的な方法をもう少し突き詰めて考える必要があると思われる。ミレニアム開発目標であれ、人間開発指数であれ、また本章で提案した社会指標であれ、それらは障害者の自由と権利の実現で重要な目標設定や評価に役立つことが本来の目的であり、障害者の多様な状況を無視して指標や目標の達成そのものが自己目的になることは回避されなければならない。「貧困」という問題が多様で複雑であるように、障害者の状況、あるいは障害者が必要としている支援もまたひとりひとり多様であるはずである。ミレニアム開発目標という機会を障害者にとっても実り多いものにするためには、人間の多様性に対する配慮を忘れることのない、きめの細かい開発実践が必要なのである。

[付記] 本章は野上[2006a],[2006b]を大幅に加筆・修正したものです。本章のなかの言語表現は統計資料などで採用されている名称をそのまま使用しました。本章は草稿段階で国際開発学会2005年の第16回全国大会(2005年

11月27日、神戸大学)2006年の第17回全国大会(東京大学)および日本人口学会第58回大会(2006年6月4日慶応義塾大学三田キャンパス)で報告されましたが、そこでの座長や討論者(国際開発学会第16回大会、喜多悦子先生、峯陽一先生、勝俣誠先生、国際開発学会第17回大会の野崎泰志先生、峯陽一先生、日本人口学会での伊藤薫先生)、参加者のみなさまから貴重なコメントをいただいたことに対して、心から御礼申し上げます。最後に本章の内容は筆者の責任を負うものであり、誤りなどがありましたら、ご指摘いただき、今後の研究に反映させていくつもりです。

〔注〕

- (1) Narayan [2005: 12] はガバナンスの需要サイドに注目すること、すなわち基礎的なサービスの提供や貧困者の機会を増やすような市場の育成、国家・地域レベルでの良好なガバナンスへの要求、法的支援を受けられることを、政府に対して貧困層自身が要求できることとしてエンパワメントを捉え、このような視点から社会指標のあり方を見直そうとしている。
- (2) 日本の障害者基本法の第1条は障害者の自立を掲げており、これにしたがって『障害者白書平成17年度版』は社会参加に向けた自立の基盤づくり、日々の暮らしの基盤づくり、住みよい環境の基盤づくりをテーマにしている(内閣府 [2005])。しかし『障害者白書平成17年度版』などの資料でも「自立」の概念は明確ではないように思われる。ところで中西(第8章)は障害者の自立生活運動の考察を通じて、自立とは人間の基本的な自由と権利の実現であり、自分の意思によって選択・決定していくことが重要な価値とみなされてきたことを強調している。「人間開発」の理念は、人間の自由と選択の幅の拡大によって「開発」「発展」を捉えなおそうという思想であり、障害者の自立に関する国際的な共通認識や「人間開発」の理念に対して、日本の障害者関連政策・統計も見直される必要がある。
- (3) 中村 [2004: 205-207] は、人間開発指数の問題点に関連して「地域社会に受け入れられる障害者の比率が多くなると多様性の展開が容易になる。特定障害者を隔離するための特別施設の解消速度でもって、豊かな社会への進み方を判断することも可能であろう」と述べ、社会的排除の問題として障害者の問題を捉えようとしている。
- (4) Baulch et al. [2006: 9] は「社会的保護」の指標のなかで障害者支援支出を取り上げている。
- (5) それ以前の『職業安定業務月報』、たとえば平成14年4月分では、障害者は

2つに分類され、「第1種障害者」は「障害者の雇用の促進等に関する法律」別表に該当するもので身体障害者が主で、「第2種」はそれ以外の知的障害者などである。

〔参考文献〕

< 日本語文献 >

- 朝日譲治 [1992] 『生活水準と社会資本整備』多賀出版。
- 阿部彩 [2002] 『貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状』(『海外社会保障研究』 No.141 pp.67-80)
- 石村貞夫 [1989] 『統計解析のはなし』東京図書。
- 太田清編 [1999] 『データで読む生活の豊かさ』東洋経済新報社。
- 勝野有美 [2005] 『近代日本における身体障害者像の変遷：貧困と労災に関する政策・調査の対象規定を通じて』(『三田学会雑誌』第97巻第4号 2005年1月 pp.135-176)
- 川本隆史 [1995] 『現代倫理学の冒険：社会理論のネットワーキングへ』創文社。
- 久野研二・David Seddon [2003] 『開発における障害(者)分野のTwin-Track Approachの実現に向けて』国際協力事業団国際協力総合研修所。
- 倉林義正 [1989] 『SNAの成立と発展』岩波書店。
- 経済企画庁国民生活局 [1999] 『新国民生活指標平成11年版』大蔵省印刷局。
- 厚生労働省 『職業安定業務月報』厚生労働省職業安定局雇用政策課。
- 佐藤仁 [1997] 『開発援助における生活水準の評価：アマルティア・センの方法とその批判』(『アジア研究』第43巻第3号 pp.1-31)
- 総理府統計局 [1979] 『社会生活統計指標』総理府統計局。
- 総務省統計局 [各年版] 『社会生活統計指標』総務省統計局。
- 内閣府 [2005] 『障害者白書(平成17年版)』国立印刷局。
- [2006] 『障害者白書(平成18年版)』国立印刷局。
- 中村尚司 [2004] 『人間開発指数とセンの経済思想：指ではなく月を見る指標』(絵所秀紀・山崎幸治編著『アマルティア・センの世界』晃洋書房 pp.193-208)
- 西川潤編 [1997] 『社会開発：経済成長から人間中心型発展へ』有斐閣。
- 又スバウム, マーサ・C (池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳) [2005] 『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』(Martha C. Nussbaum, *Women and Human Development: The Capability Approach*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000)
- 野上裕生 [2006a] 『社会のバリアフリー度を考慮した人間開発指数の試み』(森壮也編『開発問題と福祉問題の相互接近』調査研究報告書 日本貿易振興機

- 構アジア経済研究所 pp.21-37)
 [2006b] 「ミレニアム開発目標と障害」(『アジ研ワールドトレンド』No.135
 2006年 12月 pp.12-15)
 マックペイク ,B. / L. クマラナヤケ・C. / ノルマンド(大日康史・近藤正英訳 [2004]
 『国際的視点から学ぶ医療経済学入門』東京大学出版会 (Barbura McPake et
 al., *Health Economics: An International Perspectives*, London: Routledge, 2002)

< 英語文献 >

- Alkire, Sabina [2002] *Valuing Freedoms: Sen's Capability Approach and Poverty Reductions*, New York: Oxford University Press.
 Anand, Sudhir and Kara Hanson [1998] "DALYs: Efficiency Versus Equity," *World Development*, Vol.26, No.2, February, pp.307-310.
 Baulch, Bob, Joe Wood and Axel Weber[2006] "Developing a Social Protection Index for Asia," *Development Policy Review*, Vol.24, No.1, January 2006, pp.5-29.
 Baylies, Carolyn[2002] "Disability and the Notion of Human Development: Questions of Rights and Capability," *Disability & Society*, Vol.17, No.7, pp.725-739.
 Mangahas, Mahan[1980] "Social Indicators for the Philippines," in Kazushi Ohkawa and Bernard Key eds., *Asian Socioeconomic Development: A National Accounts Approach*, Tokyo: University of Tokyo Press, pp.151-164.
 Narayan, Deepa [2005] "Conceptual Framework and Methodological Change," in Deepa Narayan ed, *Measuring Empowerment: Cross-Disciplinary Perspectives*, Washington, D.C.: World Bank, pp.3-38.
 Rapley, Mark[2003] *Quality of Life: A Critical Assessment*, London: SAGE Publications.
 UNDP [various years] *Human Development Report*, New York: UNDP and Oxford University Press (日本語版 『人間開発報告書』国際協力出版会)
 World Bank [1993] *World Development Report 1993: Investing in Health*, New York: Oxford University Press.
 [1997] *Confronting AIDS: Public Priorities in a Global Epidemic*, New York: Oxford University Press (喜多悦子・西川潤訳 『経済開発とエイズ』東洋経済新報社1999年)